

告示第 号

勝浦市耐震シェルター等設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による木造住宅の倒壊から市民の生命を守るため、耐震性が不足している既存の木造住宅における耐震シェルター等の設置に要する経費の一部を、予算の範囲内において補助することについて、勝浦市補助金等交付規則（昭和44年勝浦市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存の木造住宅 昭和56年5月31日以前に建築され、市内に現に存する木造の一戸建住宅又は併用住宅をいう。ただし、併用住宅とは、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。
- (2) 耐震診断 勝浦市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱（平成18年告示第99号）に規定する一般診断法又は精密診断法をいう。
- (3) 調査機関 耐震診断を行う調査機関は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する1級建築士、2級建築士又は木造建築士で、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年12月25日建設省令第28号）第5条第1項第1号に規定する登録資格者講習と同等以上の課程を修了した者とする。

(4) 判定値 耐震診断により算出された上部構造の耐震性能に係る評点をいう。

(5) 耐震シェルター等 地震時に木造住宅の倒壊から人命を守ることを目的とした耐震シェルター及び防災ベッド（いずれも1階に設置するものに限る。）等をいう。

（補助対象住宅）

第3条 補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）

は、次の各号に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 既存の木造住宅で調査機関により耐震診断を受けたものであり、判定値が1.0未満のもの
- (2) 地上2階建以下の住宅で、在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁工法により建築されたもの
- (3) 過去に、勝浦市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱（平成23年告示第57号）に基づく補助金及びその他の補助金制度に基づく耐震改修工事の補助金、その他これらに準ずるものの交付を受けたことのある住宅でないもの
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に違反していないもの
- (5) 勝浦市空家等対策の促進に関する条例（平成29年条例第2号）に基づき、特定空家等として認定されたものでないこと。

（補助対象者）

第4条 補助の対象となる者は、本市の住民基本台帳に記録されている者で、前条の要件を備える住宅を所有している者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、補助金の対象としない。

- (1) 補助対象住宅に居住する世帯に、市民税等を滞納している者がいるもの

- (2) 補助事業の年度内に事業を完了することができないもの
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの
- （補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震シェルター等の設置に要する費用で、施工者に支払う額（以下「設置費」という。）とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、設置費に2分の1を乗じた額とし20万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助の制限）

第7条 補助の対象となる耐震シェルター等は、補助対象住宅1棟につき、いずれか1台とする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとするものは、あらかじめ勝浦市耐震シェルター等設置費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、勝浦市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱に基づく耐震診断を実施した木造住宅であって、当該耐震診断を実施した年度と同一年度において申請するときは、第1号、第2号、第4号及び第8号に掲げる書類を省略させることができる。

- (1) 住民票の写し
- (2) 納税証明書
- (3) 補助対象住宅の所有者が複数の場合にあつては、交付申請者以外の所有者の全員が耐震シェルター等の設置に同意をしたことを証する書類

- (4) 当該住宅の登記事項証明書又は固定資産課税台帳家屋記載事項証明書
- (5) 補助対象住宅の案内図
- (6) 平面図（設置予定箇所を明記）
- (7) 現況写真（設置予定箇所の写真）
- (8) 耐震診断の結果報告書写し
- (9) 耐震シェルター等の設置に要する費用の見積書の写し
- (10) 耐震シェルター等の仕様書等
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 申請書は、当該補助金の対象となる事業に着手する前であって、かつ、当該年度の12月10日までに市長に提出しなければならない。

（補助金交付決定）

第9条 市長は前条の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとし、交付すると決定したのに対しては勝浦市耐震シェルター等設置費補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、交付しないと決定したのに対しては勝浦市耐震シェルター等設置費補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）によりそれぞれ申請者に通知するものとする。

（変更承認申請等）

第10条 前条の規定により、補助金の交付決定通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）は通知を受けた後に交付申請内容を変更するときは、勝浦市耐震シェルター等設置費補助金変更承認申請書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添付し、当該変更に係る事業の着手前に、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 第8条各号に掲げる添付書類のうち、変更に係る書類

(2) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の変更を承認したときは、勝浦市耐震シェルター等設置費補助金変更承認通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。
- 3 交付対象者は、当該申請を取り下げるとき、又は整備を取り止めるときは、勝浦市耐震シェルター等設置費補助金取下げ（取止め）届（別記第6号様式）により、市長に届け出なければならない。
- 4 交付対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、市長に報告しその指示を受けなければならない。

（検査）

第11条 市長は、耐震シェルター等の設置内容を確認するため、交付対象者の承諾を得た上で、補助対象住宅に立ち入って調査を行うことができる。

（実績報告）

第12条 交付対象者は、補助金の交付対象となる耐震シェルター等設置が完了後30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、速やかに、勝浦市耐震シェルター等設置費補助金実績報告書（別記第7号様式）に次の書類を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 耐震シェルター等の設置に係る契約書の写し
- (2) 耐震シェルター等の設置前、設置中及び設置の完了が確認できる状況写真
- (3) 耐震シェルター等の設置に要した経費に係る領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第13条 市長は、補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、勝浦市耐震シェルター等設置費補助金交付額確定通知書（別記第8号様式）により速やかに交付対象者に通知する。

（交付の請求）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付額の確定後、勝浦市耐震シェルター等設置費補助金交付請求書（別記第9号様式）による交付対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

2 交付対象者は当該年度の3月末日までに請求するものとする。

（補助金交付の取消し）

第15条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(4) 市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、勝浦市耐震シェルター等設置費補助金交付決定取消通知書（別記第10号様式）により交付対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合、既に補助金を交付しているときは、勝浦市耐震シェルター等設置費補助金返還命令書（別記第11号様式）により期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第17条 交付対象者は、補助対象事業の完了後10年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第

15号)において耐用年数が10年未満のものにあつては耐用年数)以内に、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日より施行する。

別記第1号様式(第8条関係)

第2号様式(第9条関係)

第3号様式(第9条関係)

第4号様式(第10条関係)

第5号様式(第10条関係)

第6号様式(第10条関係)

第7号様式(第12条関係)

第8号様式(第13条関係)

第9号様式(第14条関係)

第10号様式(第15条関係)

第11号様式(第16条関係)